

月刊

いじろのとも

第九卷

一月号

自由とわがまま

自由とわがままの
はき違い
といわれるが
自由は基本的に
わがままを
含んでいる
それに
ブレーキをかけるのは
伝統・きまりを守ること
それは
人の心を感じるころ
つまり他己

欲望を抑える

現代の教育は
自分の幸福の
追求ばかりで
自分の欲望を
抑えることを
教えていない

人生を考え直して

みたい人は（四九）

『聖書』解説（二五）

六 聖なるものを犬に与えてはいけません。また豚の前に、真珠を投げてはなりません。それを足で踏みにじり、向き直ってあなたがたを引き裂くでしょうから。

この六節もなかなか難しいようです。それは、この節が先月号で取り上げました、この前の部分の一節から五節と矛盾していると考えられるからだと思います。この前の五つの節は「さばくな」と教えているのに、この節では、人を犬や豚に譬（たと）えた上で、そうした人たちには、聖なるものや真珠のような価値の高いものを与えてはならない、と言ってさばいていて、矛盾しているように思われるからです。

ですから、この部分の解説を、他の本で読んでみましても、さまざまな解釈がなされています。それは、聖書のいろいろな他の部分を引用しての、文献的な解説にな

っているのです。例えば、「聖なるもの」や「真珠」とは何なのかとか、「犬」と「豚」はどんな人たちなのか、「向き直ってあなたがたを引き裂く」とはどんなことを言っているのか、といったことが問題となるのです。

なぜそうなるかと申しますと、それは、ここで述べているような体験が自分の中にならないからだと思うのです。ただ、言葉の上でだけ理解しているに過ぎないからです。

先月号で書きましたように、普通は人は、裁いてはならないのですが、裁くことができる場合もあります。それは、自分への執着を捨てた人の場合です。キリストはそうした人なのです。ですから、キリストは裁いてもよいのです。実際に、聖書に書いてありますように、キリストはいくらでも裁いています。

でも、その結果として、キリストは、磔（はりつけ）の刑に処せられました。それは、処刑に係わった人たちが自己への執着を捨てられていない普通の人たちだったからです。しかし、キリストは、そうなることを知らなかったわけではありません。ここで述べているとおり、相対な境地にしかない者を裁き、そうした人に聖なるものを与えてはならないことは、百も承知していたのですが、そうしたのです。

知っていたのに、そうしたのは、なにも普通の人のよ

うに自分をコントロールできなくて自分への執着からそうしたのではありません。それは、自分への執着を捨てて「自分の損得や自分の情動（快・不快、好き・嫌い、怨み・妬みなど）へ執らわれないで」、他者の幸せのためにだけ行動することが出来たからなのです。つまり、たとえ死刑になることが分かっても、そうしたのです。他者の幸せのために、人を裁き、人に聖なるものを与え続けたのです。

でも、自己への執着を捨てることができる、つまり解脱できる人は、めったにいません。この教えは、そうした人のためにあるのです。

つまり、大多数の人は、自分への執らわれから人を裁きますし、また、自分への執らわれから、与えてはならない人に、聖なるものを与えたりします。そうしますと、逆に自分が裁かれますし、また、聖なるものを与えているにもかかわらず、自分が逆に攻撃を受けることになってしまふのです。そうなったとき、そうした人は、自分が不幸だと嘆き悲しむことになります。そして、他者を呪うことになってしまふのです。他者を幸せにするどころか、逆に多くの人を引き込んで、その人たちを不幸にして行くのです。

この教えに接しますと、私は、釈尊の「待機説法」を

思い出します。

それは、聞く人（「機」）の能力や素質に見合ったように、法（「教え」）を説くべきだとするものです。つまり「人をみて法を説く」ことだと言えます。これには、この節で説いていますように、法を説いてはならない人には説かないということも含まれているように思えます。

人には、それぞれもって生まれた宿業があります。その人のもって生まれた能力・素質と、生まれ落とされた環境とによつて、人は形成されていくのです。周知のように、その悲しみや喜びは多くの文学作品の主題となっています。

ですから、その人の宿業に応じて、聖なる価値の通用する人もいますし、全く通じない人もいます。悲しいかな、いま私が身近に接するわが大学の多くの教師が、通じない人たちになってしまっています。大学では、自分の損得（よいポストに付くこと、収入の増額、派閥の増員など）と自分の好き嫌い（うらみ・ねたみ・にくみ・そねみ）に基づいて意見表明と投票がなされ、大学は、一見、民主的に運営されているようですが、完全に衆愚政治に陥っています。私も、説く法がなくなっています。でも、これは、わが大学だけのことでなく、今の日本（いや世界）の縮図のように思えるのです。

自作詩短歌等選

自己決定が大切か

自己決定が
大切という
でも
それは
自己決定すれば
平気で
人を殺せる
ということ

教師のころ

教育で
知能や技能は
簡単に測れるが
最も重要な
ころの成長は
測るがわの教師の
ころの豊かさに
応じてだけ
測ることができる

個への執着と信仰

人權の主張は
個性の主張
気付かなければ
ならないのは
個に執らわれるとき
他を信じられなくなる
ということ

業にほんろうされる

わしがわしごと
言う人ほどが
自分の意志を
持つようだけど
逆に迷いの
業を背負いて
ほんろうされて
生きているだけ

万引き増加

自己に閉じ
規範意識が
薄くなり
万引件数
年々増加

自作随筆選

マザー・テレサの愛

十二月八日（月）の毎日新聞に「あたたかい心を育てる運動特集」と題する記事が掲載され、その中に「マザー・テレサ その人と愛」と題する、報道写真家・沖守弘氏の記念講演が載っていました。

その中で沖氏は、次のようにマザー・テレサの話を紹介しています。

「私は二つの聖体拝領をしています」。聖体といいますが、神であるキリストの血と肉を受けるカトリックの儀式です。「朝、私はミサの中で主の体を拝領し、第2はカルカッタの街の中で貧しい人々との出会いを通して主の体を拝領しています。例えば、ある時、街で行き倒れのおばあさんに出会いました。彼女の体はネズミにかじられ、その傷口にはウジがわいていました。私が介抱していると、彼女は一瞬、意識を取り戻し、かすかな声で『ありがとう』と言い、息を引き取りました。その時、私は、朝のミサで司祭が祭壇で聖体に触れるように、主を迎え、主の体に触れたのです。その時の彼女の笑顔

友愛の喪失

自由や平等が
なくなると
すぐ分かる

でも友愛が
なくなっても
気付けない

それは
自分が
求めるものではなく
与えるものだから

自分を超えたもの

平等とは
福沢諭吉も言ったように
天は

人の上に
人を作らず
人の下に
人を作らず
ということ

それは
自分を超えたものの否定
聖人・偉人の否定

は今でも忘れることはできません。」「貧しい人は偉大な人、愛すべき人たちです。私は貧しい人に物を恵んでいるのではない、助けているのではない。私は彼らから主ご自身をいただいているのです。」と。

私は、この文章を読んで、すぐ思い当たることがありました。それは、私が論文で書き、常に学生に話していることなのですが、障害児・者は仏さまだと思ふべきだということなのです。

障害児・者の中でも特に重度の人たちは、自らほとんど何もすることができません。自ら動くことも、食べることも、いや飲み下すことすらできません。そうした人たちをお世話させて頂くことは、仏さまにひたすらお仕えするのと同じなのです。

真言密教には、「如来無辺誓願仕」というのがあります。それは、如来は無辺なので誓つてどこまでもお仕えしよう、という意味です。

では、特に重度の障害児・者が仏さまとは、どういうことなのでしょう。

私たち人間は、生まれたとき「自己」と「他己」とが未分化ですが、統合されているのです。重度障害児・者は、その生まれたときの統合された状態からほとんど発達していないのです。ですから、自他の統合が保たれた

ままであるという点で、仏さまと同じだというわけですよ。ということとは、私たち自他統合に達していない者にとつて、重度の障害児・者は、どこまでもお仕えするだけだということなのです。

これを、「人間精神学」で言いますと、動物にない人間の人間たるゆえんは、他者の世話をやることができること、他者の死を悲しむことができること、常に他者と食べ物を分かち合つて食べることができること、など、

「人の心を感じるころ」をもっていることと言えます。少し難しくなつて恐縮ですが、それは、動物から人間に進化した時、人間は精神を持つようになり、自己と他己が分化したということなのです。

他者の世話をすることが、人間の人間たるゆえんであるということは、人間として生まれてより人間的な行為をすることが、人の世話をすることだとと言えるからです。それは、人間としての功德を積んでいることになつていきます。ですから、世話を「させて頂いてあげよう」ということなのです。そうすれば、世話をされる方も「して頂いてあげよう」ということになるのです。

これが、前述のマザー・テレサが言われる、瀕死の人を世話することが、まさに神を頂くことになる、心理的メカニズムなのです。

親子平等と親殺し

一月九日（金）付けの毎日新聞の社会面に「胸刺され女性死亡 高3の娘、殺人容疑で逮捕 松山」という小さな見だしで、自分の母親を果物ナイフで刺し殺した十七歳の高三生の娘の記事が載りました。松山市でのこと。

どんな事情だったのか、動機などについては取調中のことですが、最近では、子が親を殺す事件も、たいしたニュースバリューを持たなくなりました。

それは、昔だと親殺しは尊属殺人ということで刑法上普通の殺人よりも重い刑が定められていましたが、今では、子も憲法が保障する基本的人権では親と平等であることから、より重い刑罰は憲法違反とされるようになったからです。親も子も法の下に平等なのです。

しかし、私は、これは平等ということばをはき違えた結果だと思っています。平等とは、自己主張のためにあるのではないのです。

それは、実は、相手を思いやるところや規則を守るころ（他己）と自己主張するころ（自己）とのバランスをとる働きなのです。この記事に関して言いますと、子どもの自由（自己主張）を守ることで、社会の伝統や

秩序を守ることとのバランスをはかるのが平等であると言えるのです。自己と他己を統合しよう、等しくしようとするのが真の平等の意味なのです。

なのに、自己への執着が益々強まり、今でも、平等も自己主張の論理に組み込まれたまま使われています。

生まれながらに身分制度で差別されていた時代には、私（我）もあなた（汝）も身分の差なく平等であることを主張することにも、説得力があったと思います。なぜなら、王や貴族が生まれながらの身分で決まることは、社会的伝統や秩序が優先し、あまりにも個人の自由が押し込められていたように思われるからです。

こうして平等の主張が説得力をもったために、平等が自分の自由の主張と同じ働きをするものと思ってしまうのです。でも、今では、個人の自由の主張が行き過ぎになって来ていますので、平等の本来の意味を取り戻さなければならなくなっているのです。

それは、自分を主張しようとする自己の働きを抑え、社会の規範を守り、権威を認め、伝統を重んじる他己の働きを重視する方向にバランスをとることなのです。社会規範として子と親（教師）が同等だったら、社会から感謝や恩義は消え、伝統は廃れ、やがて社会は崩壊して行きます。個人（民主）主義の根本的誤りです。

釈尊のごとば（六五）

法句経解説

（二二五）生きものを殺すことなく、つねに身をつつしんでいる聖者は、不死の境地（くに）におもむく。そこに至れば、憂えることがない。

さして難しいことばはないように思います。でも、この偈にありますように、「殺すことなく身をつつしんでいれば、不死の境地におもむくことができ、そこでは憂いがない」ということが本当だ、とここから信じられるかどうかは、別問題です。実は、それが信じられなければ、この偈が分かったとは言えませんし、したがって、実行することもないといえます。

まず、「生きものを殺すことなく」ですが、これは、いわゆる不殺生戒です。この不殺生戒には、殺さないだけではなく、暴力をふるわないことも含まれていると解されています。

皆さんは自分では、この戒律を守ることは、いとやさしいことのように思われているかもしれませんが、実はなかなか守れないことです。

まず、字の通り生きものを殺したり、痛めつけたりし

ないことに係わらない人は、現代では皆無のように思えます。実は、魚や肉を食べることは、この戒律に反しています。もつと厳密に言えば、殺すとは生命を奪うことです。ですから、そういう意味で言えば、この戒律には、あらゆる生物を殺さないことが含まれます。生物には、野菜や麦や米や大豆なども含まれます。私たちが日常食べているものは、ほとんどが生物です。ということは、人間の生活は他の生物の命の犠牲の上に成り立っていると言えるわけです。

私は、さらに、この戒律を人、生命だけではなく、物にまで拡張しています。物には普通、命があるとは考えられていませんが、でも、物も有限な存在ですから、その存在の限度がきたときが、命がつかたと考えることができるわけです。そう思いますと、物にも命の限りがあると言えます。ということは、物を消費することは、物の命を奪っているということなのです。

こう考えますと、この戒律は、人を殺さないことは勿論、人に暴力をふるわないこと、そして他の生物や物を大切にし、質素儉約に努めてむだに消費しないことを教えていると受け取りたいと思います。

現実には、いま、資源が浪費され、物の尊厳がふみにじられ、もてあそばれています。単なる好奇心で、ある

いは科学者が業績をあげるために、あるいは企業が利益をあげるために、物が無制限にいじられていきます。釈尊の時代は、動物の不殺生を禁じるだけでよかったです。釈尊ですが、今やこの教えは物にまで拡張しなければならぬほど、人間が傲慢になってしまったと言えるのです。

つまり、人間以外の他の存在である物や生き物を大切にしないことは、すぐ人間を大切にしないことに直結しているのです。その傾向は、世界の方々に起こっている残虐なテロ行為をみても分かりますし、日本での子どもたちの暴力傾向の増大を見ても分かります。神戸での少年の残虐な殺人はさておいても、学校では、いじめがますますひどくなり、それによる不登校も増えていきます。ですから、いま、子どもたちには、まず、物を大切にすることを教え、そうして、生命を大切にすること、人を大切にすることを教えなければならぬのです。

さて、次の「身をつつしむ」という部分に移ります。これは、いま述べました不殺生戒を含めて全ての戒律を守ることを言っているのだと思います。

では、不殺生戒以外の戒律とは何でしょうか。釈尊でいいますと、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒（ふおんじゅ）の五戒が考えられます。また、その後の仏教では、十戒があります。それは、以後が変わつ

て次のようになります。不綺語、不悪口、不両舌、不慳貪、不瞋恚、不邪見、です。

いまの日本では、十戒は言うに及ばず、五戒すらほとんど守られていません。それは子どもたちに顕著に現れています。不殺生戒は先に見たとおりですが、不偷盜戒も先月号の随筆でも書きましたように、多くの子どもが平気で万引きをしています。盗み傾向は日本人一般にはびこっています。規範意識（他己）が希薄になってきたということですね。不邪淫戒もほとんど守られていません。最近、女子中学生や女子高校生の援助交際が話題になっていますが、それは、不邪淫戒の乱れが基本にあるからです。不妄語戒も守られなくなっています。子どもたちが平気で嘘をいうようになっていきます。おどおどせず、平然と嘘が言えることが、カッコいいことになってきているように思えます。不飲酒戒は、禁煙も含めて、子どもこそ守るべき戒律ですが、自動販売機の普及につれて子どもの喫煙・飲酒は普通のことになっています。アルコール依存症やニコチン依存症が増えつづけています。また、先日、シンナー常習青年が幼い子どもを刺し殺し、それをかばった母親に重症を負わせました。中高生の麻薬汚染も広がっています。これらもこの戒律に含まれます。なお、大人では、酔うのではなく、薬程度に飲むお

酒は、この戒律には含まれないと思います。

こうした戒律を守っていれば、不死の境地に至り、憂いがなくなってくるのですが、現代人はそう信じる事がとても難しくなっています。皆さんは、どうか信じて、これだけしたらどうなるか、などはからわず、ひたすら毎日、どこまでも精進を重ねて頂きたいと思います。

(二二六)ひとがつねに目ざめていて、昼も夜もつとめ学び、ニルヴァーナを得ようとめざしているならば、もろもろの汚れは消え失せる。

この偈は、けっこう難しいと思います。まず「ひとがつねに目ざめている」ということですが、これは、文字通り、寝ないでいつも目をさましているわけではありません。そうではなく、つねに覚醒しているということですから。覚醒とは、目的に向かって常に迫っていることです。ということは、目的以外の行動、つまり余技をしなくてもよいということです。そのように、余技をしなくて目的の行動だけができるということは、次にありますように、「昼も夜もつとめ学ぶ」ことができるということなのです。

惰眠を戒め、気晴らしを戒め、勿論のこと戒律を守り、

ひたすら毎日、精進を重ねるとき、それまで宿業からならした執らわれの汚れを免れることができます。

私の理論で言いますと「あたま」と「からだ」と「こころ」を統合して、聖人の教えに則(のつと)り、聖人をこころに描いて、そうなるうと念じ、ひたすら毎日修行するとき、無意識にある生命蔵識(煩惱・精髓)と如来蔵識とが統合されて、自他一如の世界が出現するので。そうなったとき、汚れは仏の光によって清められ、自然とその人が輝いてくるのです。

その状態をことばで表せば、ニルヴァーナと言えのです。日本語では涅槃寂靜です。言い換えますと、解脱の境地、不死の境地、無為而無不為の境地、無知の知の境地、などと言うことができます。

でも、この境地の内実は、ことばであらわすことはできないものです。ことばで表しますと、そのことばに執らわれができてしまうからです。例えば、光を感じると言いますと、ヨーガや瞑想をしている時、妄想や幻覺として光が見えても、それを解脱の境地だと考えてしまうからです。よい実例があります。オウム真理教で、空中遊泳ができることが解脱の証拠だとされて、坐禅の姿勢で、ぴんぴん跳ぶといったことをやっていました。間違っていると思います。私の体験では、修法して

台座に坐っているのですが、自分の境地の内実として、空中に浮いていると実感できるだけなのです。

(二二七) アトウラよ。これは昔にも言うことであり、いまに始まることでもない。沈黙している者も非難され、多く語る者も非難され、すこしく語る者も非難される。世に非難されない者はいない。

出だしの「アトウラ」は、人の名前で、呼びかけのことばです。テキストにしています中村元先生の『真理のことば 感興のことば』(岩波文庫)の注釈(一一三―一四頁)には次のようにあります。

アトウラは「北方インドのサーヴァッティ市の在俗信者であったが、五百人の信者に囲まれて、レーヴッタ長老のところに行つて教えを聞こうとしたが、この長老は、ひとり静かに瞑想に耽つていたために、何も説いてくれなかった。そこでかれは、憤つてサーリプッタ長老のところへ行つたら、アビダルマに関する論議をやたらに聞かされた。『こんな難解な話を聞いて何の役に立つか?』と憤つて、アトウラは次にアーナンダ長老のところへ行つたところが、ほんの少しばかり教えを説いてくれた。そこでやはり憤つて、最後に祇園精舎にまします

釈尊のところへ行つたところが、釈尊はこの詩を語つたのだという。」

この引用の中でカタカナ書きしてあるのは、アビダルマを除いてはすべて固有名詞です。地名と人名です。また、長老と付いていますのは、釈尊の高弟です。

さて、アビダルマですが、これは、「釈尊の悟りの法に関する」理解や分析や解釈などの研究で、一般には、「論」あるいは「論書」と呼ばれ、とても難しいものとされています。この論を集めたものを「論蔵」と言いますが、これに経を集めた「経蔵」と、律(戒律)を集めた「律蔵」を加えて三蔵と呼び、仏教文献の総称としています。

この偈は、前述の引用のように、批判する人への戒めなのですが、逆の立場で、批判される人への慰めともすることができます。

私なども、釈尊や老子やソクラテスやキリストの教えに基づいて意見を言いますが、大学ではほとんど通用しません。かえつて、非難されています。現実に、この偈の通りであることを、身を持って体験しています。

でも、それによつて私の生き方が変わるわけではありません。ただ、もう少しましな、割れていない壺に水を酌みたいとは思いますが。

後記

一、明けましておめでとうございます。新年早々、年賀状を頂きました方々に、誌面をお借りして、お礼申し上げます。ありがとうございます。どなたさまにも、失礼をしています。お許し下さい。

二、十二月二十五日に、全国自由同和会徳島県連阿波麻植名西郡連合会主催の郡連理事および各町村教育長との協議研修会で人権について話をさせて頂きました。

三、話の内容ですが、文部省が二十二日に発表した「生徒指導の諸問題調査」の内容を報じた十二月二十三日付けの毎日新聞を材料にして、「釈尊のことば」でも述べました、いまの中学生、高校生の諸問題を話しました。

四、「自作随筆選」で親殺しの記事を題材に自由と平等のことを、少し難しかったと思うのですが、取り上げました。と言いますのは、昨年十一月号の「後記」でも書きましたように、いま、人権とは何か、私なりに考えてみたいと思い、憲法の本を読んでいるからです。

五、確か、自由や平等などについては既に書いたことがあると思います。過去の『こころのとも』を探してみました。とりあえず、三つ見つかりました。（平成四年）第三卷十月号「自由・平等・友愛」、（平成五年）第四卷七月号「人間は人間みんな同じ」、同九月号「アメリカ

力の墮落」です。お持ちの方は、理解の助けになると思いますので、ご参照いただければと思います。

六、随筆の補足になると思いますので、少し考えていることを、述べてみたいと思います。

七、随筆でも書きましたが、自由と平等は人権の主張では、常に、いっしょに出てきますが、フランス革命の標語とされた自由・平等・友愛の、自由は「自己」、友愛は「他己」、平等はその統合なのです。友愛という言葉は、法律にはそぐわないようで、憲法では、公共の福祉に反しないこと、となっています。しかし、その概念は、平等と同様、明確さを欠いています。

月刊 こころのとも 第九卷 一月号 （通巻 九十七号）	平成十年一月八日 〒772 8502 徳島県鳴門市鳴門町高島 鳴門教育大学 障害児教育講座気付 （ひびきのさと 沙門）中塚 善成 <small>（ひびきのさと）</small>
本誌希望の方は、郵送料として郵便振替で年間千円を次の口座にお振り込み下さい。加入者名 ひびきのさと 口座番号 01610 8 38660	

